

あれんが

- 2面 平成20年5月1日から戸籍の窓口での法律上のルールが変わります
- 3面 スタート! 更生保護における犯罪被害者等施策
- 4面 かいけつサポート1周年



2008 April Vol.22

法務省大臣官房
秘書課広報室
Tel:03-3580-4111(代)

●法務省の詳しい情報は下記のホームページをご覧ください。
<http://www.moj.go.jp/>



とくして、G8って何?

良く聞く言葉ですが、そもそもG8というのは何のことでしょうか。

その発端は昭和50年、オイルショックを背景に、日、米、英、仏、独、伊の6カ国の首脳が集まって、世界経済について議論をしたことにさかのぼります。この会議は、首脳が一堂に会して直接話し合うという特徴からサミット(英語で頂上という意味です。)と名付けられ、毎年開催されるようになりました。その後、カナダとロシアも加わり、メンバーが現在の8カ国になりました。この8カ国をGroup of Eight、略してG8と呼んでいるのです。

議長国ってどういうこと?

G8は、国連のような国際機関と異なり、固定した本部を持っていません。そこで、各国が1年ごとに回りをもちで議長国を務め、開催地の決定、会合の準備、議題の設定及び議事進行を行うのです。この方法は、サミット(首脳会合)のほか、それに先だって開催されるさまざまな閣僚会合も同様です。

我が国は、これまで昭和54年、61年、平成5年、12年にG8議

G8

司法・内務大臣会議が 開催されます



今年の6月11日から13日まで、東京で、G8司法・内務大臣会議が開催されます。この会議は、G8各国の司法担当大臣・内務担当大臣が年に一度集まって、国際組織犯罪対策・テロ対策を中心に議論をするものです。我が国が、G8議長国として、この会議を開催するのは初めてです。そこで、今回は、G8司法・内務大臣会議についてご紹介します。

長国を務めており、今回で5回目です。今年のG8サミット(首脳会合)は、7月7日から9日にかけて、北海道洞爺湖地域で行われることになっており、それに先だって、左記の表のとおり、全国各地で関連閣僚会合が開催されます。司法・内務大臣会議も、その中の一つというわけです。

会議名	開催地	開催予定時期
首脳会議	北海道洞爺湖地域	7月7日~9日
外務大臣会議	京都	6月26日~27日
科学技術大臣会議	沖縄	6月15日
財務大臣会議	大阪	6月13日~14日
司法・内務大臣会議	東京	6月11日~13日
エネルギー大臣会議	青森	6月7日~8日
環境大臣会議	神戸	5月24日~26日
労働大臣会議	新潟	5月11日~13日
開発大臣会議	東京	4月5日~6日

G8司法・内務大臣会議では何を議論しているの?

G8司法・内務大臣会議は、平成9年、当時の議長国であった米国の呼びかけで初めて行われました。会議のメンバーは、各国の司法担当大臣と内務担当大臣で、我が国では法務大臣と

国家公安委員会委員長がこれに当たります。

第1回会議では、ハイテク犯罪を中心に国際組織犯罪対策が議論され、捜査共助・犯罪人引渡しなどの司法協力を一層推進することや、ハイテク犯罪24時間コンタクト・ポイント(外国捜査機関との連絡窓口)を設置することなどが合意されました。さらに、平成13年の米国内時多発テロ事件以後は、国際組織犯罪対策に加えて、テロ対策も主要な議題として議論されるようになりました。

ここ最近の議題を見ると、国際組織犯罪の分野では、「人身取引・不法移民対策」「アフガン麻薬対策」「児童ポルノ・児童買春との闘い」「サイバー犯罪対策」「知的財産権の執行」などが、また、テロの分野では、

「国内発テロリズム・過激化・勧誘対策」、「テロリストによるインターネットの利用」「重要インフラの防護」といった事項が取り上げられています。

議論の結果は、閣僚宣言としてまとめられます。昨年のドイツ・ミュンヘン会議の際の閣僚宣言は、国際テロ対策、知的財産権の執行、児童の性的搾取との闘い、移民の統合などに広く言及するとともに、引き続きG8間の協力を推進していく強い意思を表明するものとなっています(仮訳を法務省ホームページに掲載していますので、内容の詳細はそちらをご覧ください)。



●2007年ミュンヘン会議の様相(写真提供:独連邦内務省)



●2007年ミュンヘン会議の様相(写真提供:独連邦内務省)

今年の会議はどのような行われるの?

今年のG8司法・内務大臣会議は、6月11日から13日まで、

「赤れんがまつり」を 開催します!



休日に法務省赤れんが棟等庁舎の一部を一般開放し、赤れんが棟の見学や法務史料の説明のほか、裁判員制度をはじめとした広報テーマを楽しみながら知ってもらうためのイベント「赤れんがまつり」を開催します。イベントの詳細は法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)をご覧ください。



●法務省旧本館(赤れんが棟)

- 開催日 平成20年5月25日(日)
- 開催場所 法務省 赤れんが棟、サンクン広場ほか(千代田区霞が関1-1-1)
- 入場等 入場無料・入場自由

東京・恵比寿のウエスティンホテル東京を会場として開催されます。

議事進行は、鳩山法務大臣と泉国家公安委員会委員長が共同議長として行うこととしており、国際組織犯罪対策、テロ対策の分野から、時宜にかなったものを議題として取り上げる予定です。

法務省では、G8間の協力関係を深め、国際的な組織犯罪対策・テロ対策の推進に寄与する充実した会合となるよう、警察

庁と協力しながら準備を進めていますので、国民のみなさんの応援をお願いします。

●参考リンク
洞爺湖サミット公式ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/tyoako08/index.html>)
開催告知(法務省ホームページ)
<http://www.moj.go.jp/PRESS/080214-1.html>

ミュンヘン会議・総括宣言(法務省ホームページ) <http://www.moj.go.jp/G8/2007dec-japanese.html>

平成20年5月1日から 戸籍の窓口での法律上のルールが変わります。



Q 戸籍とは、どのようなものですか？

A 戸籍は、国民の氏名、生年月日、親子や夫婦の関係などの身分関係が記載される大切な帳簿です。戸籍は、本籍地の市区町村によって管理されています。

Q 戸籍への記載は、どのようにしてなされるのですか？

A 戸籍への記載は、結婚届や養子縁組届などの届出に基づいてなされます。届出は、本籍地以外の市区町村でもすることが出来ます。

Q 戸籍の証明書とは、どのようなものですか？

A 戸籍の証明書とは、戸籍に記載された身分関係を証明する文書です。戸籍謄本や戸籍抄本と呼ばれているものです。コンピュータの戸籍の場合は、全部事項証明書や個人事項証明書と呼ばれています。平成20年4月1日現在で約75%の市区町村がコンピュータによる戸籍事務を行っています。

Q 今回の法改正によって、戸籍のルールのような点が変わるのですか？

A 大きくは二つです。一つは、結婚や養子縁組などの届出の際の本人確認などが法律上のルールになるということです。もう一つは、戸籍の証明書を取得する要件や手続などが厳しくなるということです。

Q どうして、届出の際の本人確認などを法律上のルールにするのですか？

A 戸籍は、国民の身分関係が記載される大切な帳簿ですから、常に正しい内容である必要があります。ところが、最近、他人が勝手にその届出をして、戸籍に真実でない記載がされるという事件が起こっています。そこで、戸籍に真実でない記載がされないようにするため、届出の際の本人確認などを法律上のルールにすることとしたのです。

Q 具体的には？

A 結婚、離婚、養子縁組、養子縁組、認知という5つの届出（以下「結婚などの届出」と言います。）について、必ず戸籍の窓口に来られた方の本人確認を行うこととなります。そして、届出のご本人であることの確認ができなかった場合には、確認できなかったご本人に対して、「結婚などの届出」が受理されたことを通知することになります。さらに、自分自身が窓口に来たことが確認できない場合には、「結婚などの届出」を受理しないように申出をすることができるようになります。

Q 本人確認は、どのような方法で行うのですか？

A 戸籍の窓口に来られた方について、運転免許証、写真付きの住民基本台帳カードなどの書類の提示を受ける方法によって本人確認を行います。

Q 戸籍の証明書を取得する要件や手続などを厳しくするのは、どうしてですか？

A 戸籍の証明書には、結婚し



戸籍の窓口

たことや離婚したことなどの個人情報記載されています。他人に不正に取得されないようにする必要があります。ところが、戸籍の証明書についても、最近、不正に他人の戸籍の証明書を取得するという事件が発生しています。そこで、戸籍に記載された個人情報保護するため、戸籍の証明書を取得する要件や手続などを厳しくすることとしたのです。

Q どのように厳しくなるのですか？

A 他人の戸籍の証明書を取得するには、自分の権利を行使したり、自分の義務を履行したりするために戸籍の証明書が必要な場合や、国または地方公共団体の手続に戸籍の証明書が必要

な場合など、正当な理由がある場合に限りになります。そして、そのような正当な理由があることを、請求書に詳しく記載することが必要となります。また、戸籍の証明書を請求する際にも、必ず本人確認を行うこととなります。本人確認の方法は、結婚などの届出の際の本人確認と同じように、運転免許証、写真付きの住民基本台帳カードなどの書類の提示を受ける方法によって行います。さらに、代理人や使用の方が請求する場合も、代理権限等の確認も行うこととなります。

Q その他には？

A 不正な手段で他人の戸籍の証明書を取得した者に対しては、新たに刑罰が科されることとなります。



裁判員制度広報

裁判員制度のスタートまで、約1年となりました。法務省では、迫る裁判員制度の開始に向けて、さまざまな準備を進めています。

平成20年1月17日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令」が公布されました。

今回はどのような場合に裁判員になることを辞退できるかについて説明します。裁判員制度は、広く国民のみなさんに参加していただく制度

れんが博士のQ&Aコーナー

お答えします「人権相談・人権擁護委員」について



Q 人権相談って何ですか？

A みなさんが、日々の生活の中で、いじめや体罰、虐待を受けたり、「これは人権問題ではないだろうか」と感じたりすることはありませんか。このような悩みや心配事の解決のため、法務局・地方法務局又はその支局等において、人権擁護委員や法務局職員がみなさんからのご相談をお受けし、最善の方法を相談者と一緒を考えアドバイスしています。相談は無料で、相談の内容についての秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。特に、女性や子どもからの人権相談については、専用の相談電話「女性の人権ホットライン(0570-070-810)」、「子どもの人権110番(0120-007-110)」を開設しています。また、全国の小中学生に「子どもの人権SOSミニレター」を配布して、子どもからの手紙による相談に応じているほか、外国人のための人権相談所や、パソコンや携帯電話による「インターネット人権相談受付窓口」も開設しています。詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

Q 人権侵害を受けたらどうすればいいのですか？

A 人はみな、幸福な生活を求めています。幸福な生活を追及することは私たちの権利です。その権利が突然侵害されたとしたら、あなたはどうしますか。法務局・地方法務局又はその支局では、「人権を侵害された」という被害者からの救済の申し出があれば、速やかに救済手続を開始します。また、新聞・雑誌などから人権侵害の疑いのある事実を知ることにより、救済手続を開始することもあります。救済手続の中で、人権侵害の事実を確認するための調査を行い、それぞれの事案に応じて、法律的なアドバイス(援助)や、当事者間の話し合いを仲介(調整)する措置を講じたり、調査の結果、人権侵害の事実が認められた場合には、説示、告発、勧告といった加害者に対する措置を講じるなどして被害者の救済を行っています。人権侵害を受けた場合、ぜひ法務局・地方法務局又はその支局へ相談してみてください。詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

Q 人権擁護委員はどのような活動をしているのですか？

A 地域の住民が人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、地域の皆さんの相談パートナーとして、法務局・地方法務局の人権相談所や市役所などの公共施設、デパート等において人権相談に応じるなどの活動を行っています。現在、全国の市町村(東京都においては区を含む)に約14,000名配置されています。

Q 人権擁護委員はどのような人たちですか？

A 人権擁護委員は地域住民の中から、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある人を市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱された民間の人々です。

ことや裁判所に行くことが困難な人

この「やむを得ない理由」とは、例えば次のとおりです。

- 重い病気・けが
- 親族又は同居人等の介護・養育事業に著しい損害が生じるおそれがあること
- 父母の葬式等、他の期日に行えない社会生活上の重要な用務
- 妊娠中や出産直後(8週間以内)
- 親族又は同居人等が重い病気・けがの際の入通院等への付き添い
- 妻・娘の出産への立会い又は

入退院への付き添い

住所・居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、出頭困難であること

● 裁判員の職務を行うこと等により、本人等に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずるような場合

● 国民のみなさんの負担が重くなりすぎるのではないよう、みなさんの個々の事情を十分に考えた判断がなされますので、裁判員を務めることができない事情がある場合には、遠慮なく裁判所に申し出てください。



スタート!

更生保護における犯罪被害者等施策

犯罪被害者の方々のための新しい制度が始まりました。



スタート。伝える、知らせる、支える取り組み。

はじめに

更生保護とは、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域社会の中で援助し、その再犯を防ぐとする制度です。刑事司法の一環として、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することが制度の目的です。一方の当事者として犯罪被害者等の方々に配慮することは、更生保護として当然のことと考えられます。

平成16年に成立した「犯罪被害者等基本法」に基づき、平成17年12月27日に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」には、犯罪被害者等の方々のために国が取り組むべきさまざまなことが規定されており、更生保護の分野においても、平成19年12月1日に次の新しい4つの取組がスタートしました。

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために、地方更生保護委員会が行う審理において、犯罪被害者等の方々から、仮釈放・仮退

院に関する意見や被害に関する心情などを述べたいという申出があったときは、これをお聴きします。お聴きした意見などは、仮釈放・仮退院を許すか否かの判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院が許された場合に加害者が期間中守るべき特別の事項の決定などに考慮されます。

2 被害者の心情を伝えることができます

被害に関する心情、被害を受けた方々の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を、犯罪被害者等の方々から保護観察中の加害者に伝えたいという申出があったときは、保護観察所において、これをお聴きし、保護観察中の加害者に伝えます。

3 加害者の保護観察中の処遇の状況などを知らせることができます

犯罪被害者等の方々の申出に応じて、刑事裁判確定後の加害者の仮釈放審理に関する事項を地方更生保護委員会から通知し、保護観察中の処遇状況に関する事項等を保護観察所から通知します。

また、保護処分を受けた加害者についても、少年院からの仮退

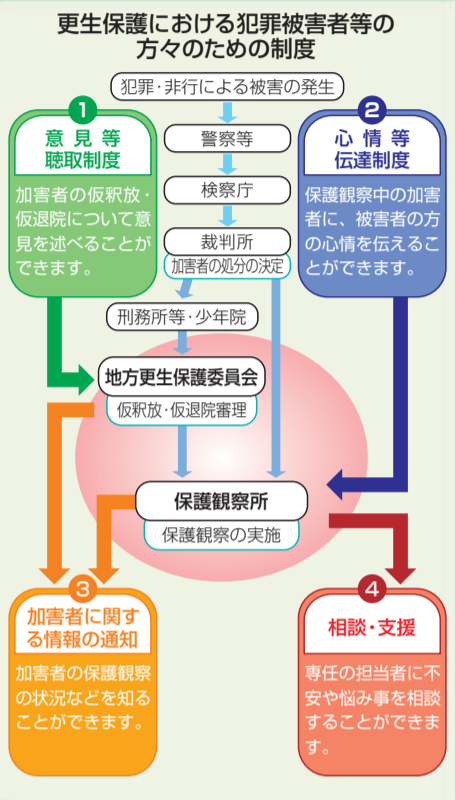
4 専任の担当者に不安や悩み事を相談することができます

保護観察所において、犯罪被害者等の方々のご負担が軽減するように、悩み、不安等をお聴きし、相談に応じます。また、国や地方公共団体、民間の犯罪被害者の援助を行う団体等を紹介するなどします。

実施態勢

以上の制度を実施するに当たり、各保護観察所に、被害者支援専任の担当者(被害者担当官及び被害者担当保護司)を配置しました。担当者は、その任期中は、加害者の保護観察などを行わないこととしています。

本施策の概要等を説明したリーフレットを保護観察所において配布しています。概要等は、ホームページでもご覧いただけます。
<http://www.moj.go.jp/HOGO/victim.html>



そんなとき 法テラスがお役に立ちます!

*** 被害者に寄り添う「法テラス」***
Vol.2 「犯罪の被害にあってしまったら・・・」

私たちは、だれもが犯罪の被害になる可能性をもっています。そして、被害からの回復は容易なことではありません。

被害にあわれた方やそのご家族が再び平穏な生活を取り戻すためには、そのとき必要とする支援が早期に、そして途切れることなく適切に受けられることが重要です。

法テラスの犯罪被害者支援業務では、犯罪の被害にあってしまったときに、少しでも早く、適切な支援にたどり着くことができるよう、①各地で犯罪被害者支援を行っている相談窓口のご案内、②刑事手続の流れや支援制度のご紹介、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介をおこなっています。

■ 犯罪被害者への具体的な支援内容

法テラスでは、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などからのお問い合わせに対し、たとえば次のようにご案内しています。

【事例】 夫が、路上で酔っ払いに殴られて大けがをしました。

① 相談窓口のご案内

お住まいの近くで犯罪被害者支援を行っている機関・団体の支援内容や連絡先などをご案内します。

夫は入院中で、担当医から後遺症が残るといわれています。私は毎日眠れずに何もする気が起きません。

眠れない日が続いていらっしゃるんですね。家事などについては、お住まいの地域によって、民間支援団体や市町村で日常生活の支援を行っているところがあります。

② 法制度のご紹介

被害に係る刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報をご提供します。

日常生活だけでも不安いっぱいの中で、加害者の弁護士から示談してほしいとの申し入れがありました。どうすればよいでしょうか。

加害者に対する処罰については、刑事手続で…(詳細を説明)治療費などの賠償を得るには民事責任を…また、被害者に対する給付金については…(以下、個々の状況に沿った法制度をご紹介します)。

③ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介

お問い合わせいただいた方の個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。弁護士は、犯罪被害にあわれた方に二次被害を与えないよう心情に配慮しながら、法律相談を行い、必要に応じて代理人として活動します。

弁護士費用については、その方の経済状況などに応じて、民事法律扶助や日弁連委託法律援助による立替制度がご利用いただけます。

加害者の弁護士が言っている金額が妥当が分かりません。弁護士に相談したいのですが弁護士の知り合いもいませんし、弁護士費用も払えるかどうか…

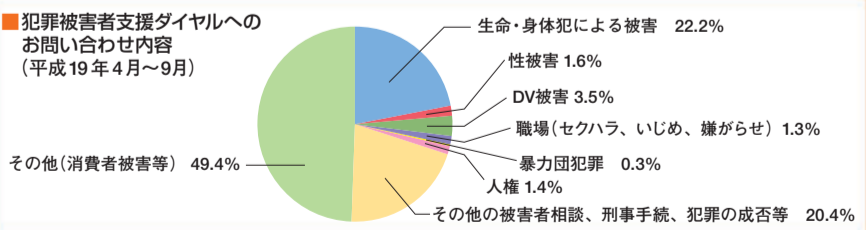
法テラスでは、個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。また、ご心配されている弁護士費用を援助する法律扶助という制度もあります(収入等が一定額以下であることなどの条件があります)。なお、弁護士のご紹介にあたっては、お名前・被害にあわれた日時・場所などについておうかがいします。

■ 犯罪被害はさまざまです。

法テラスの犯罪被害者支援では、犯罪の種類は限定せず、さまざまな被害に対応できる態勢を整えています。

殺人、強盗、ストーカーなどといった事件だけでなく、家庭内における夫婦間の暴力(DV)や児童虐待、高齢者虐待なども含まれます。

平成19年4月から平成19年9月までの半年間で、法テラスの犯罪被害者支援ダイヤルに寄せられたお問い合わせは2,997件となっています(内訳は下図を参照)。



■ 被害にあってしまったら、まずは、法テラスへお問い合わせください!

法テラスお問い合わせ先
犯罪被害者支援に関するお問い合わせは専用ダイヤルへ
法テラス・犯罪被害者支援ダイヤル
0570-079714
受付時間 平日 午前9時～午後9時 土曜日 午前9時～午後5時
お近くの法テラス
受付時間 平日 午前9時～午後9時
※お電話のほか、面談によるご案内も行っています。

かいけつサポート1周年

平成19年4月に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が施行されてから1年が経過し、「かいけつサポート（裁判外紛争解決手続の認証制度）」も1周年を迎えました。本号では、「かいけつサポート」のこれまでの歩みと将来について説明します。



「かいけつサポート」とは

近頃、マスコミ等でさまざまな法的トラブルが報道されています。このような法的トラブルを解決する最終的な手段は、裁判ですが、裁判以外にもさまざまな紛争解決の方法があります。

「かいけつサポート（認証紛争解決サービス）」は、さまざまな法的トラブルについて、第三者（調停人など）が公正中立な立場から当事者の言い分を聴いて、話し合いによって解決することをサポートするサービスであり、このサービスを提供する民間団体等は、法律に定める基準・

要件に適合しているものとして法務大臣の認証を受けています。したがって、「かいけつサポート」は、安心して利用することが出来ます。

「かいけつサポート」のこれまで

平成20年4月1日時点で、法務大臣の認証を受けた「かいけつサポート」は、下記のとおりです。さまざまな分野の紛争を取り扱う機関が認証を取得しています。今後、かいけつサポートの機関は、多数登場することが見込まれており、トラブルに見舞われた方は、その解決を図るのに最もふさわしいサービスを選んでいただくことが出来るようになります。

「かいけつサポート」のメリット

「かいけつサポート」については、次のようなメリットがあります。

●どのような手続であるか、「かいけつサポート」を行う民間事業者が説明します

裁判は、法律に定める厳格な手続により法的トラブルを解決していきませんが、民間事業者が行う「和解のあっせん」や「調停」は、

民間事業者ごとにさまざまであるため、その手続が自分にとって最もふさわしい解決方法であるか分かりにくい状況にありました。

「かいけつサポート」の認証を受けた民間事業者は、その事業者がどのように法的トラブルを解決していくかについて、依頼する前に必ず説明を行いますので、その手続が自分にとって最もふさわしい解決方法なのかよく考えてから依頼をすることが出来るようになりました。

●さまざまな法的効果が発生します

これまで、民間事業者が行う「和解のあっせん」や「調停」は、もしこれらが不調に終わったとしても、裁判所に訴訟を申し立てた時点でしか時効が中断しなかったり、再度裁判手続による「調停」を行う必要がありました。

「かいけつサポート」の認証を受けた民間事業者で「和解のあっせん」や「調停」を行う場合には、裁判手続を中断することも出来るようになりました。

「かいけつサポート」を利用するには

「かいけつサポート」のホームページ（<http://www.moj.go.jp/kanbou/ADR/adr01.html>）において、「かいけつサポート」を行う機関の名称、連絡先のほか、取り扱うトラブルの種類や必要となる費用等を公表して

います。

「かいけつサポート」を利用される際には、これらの情報をご覧いただくとともに、「かいけつサポート」を行う機関からも十分な説明を受け、自分に適した「かいけつサポート」を選択してください。

「かいけつサポート」の将来

平成19年7月に「かいけつサポート」第1号が誕生してから、認証を受けた機関は続々と増え、法的トラブルを解決する手段として身近なものになりつつあります。

しかし、国民のみなさんが自分に最も適した「かいけつサポート」を選択するには、一層多数の機関が認証を受け、それぞれが創意工夫によって、真に国民のためになる紛争解決のサービスを提供していく必要があります。

そこで、法務省では、「かいけつサポート」の広報活動や、認証を受けた機関の一層の増加を図るとともに、国民の多様な

ニーズに応えるべく、「かいけつサポート」がもっと魅力的で身近なサービスとして定着するよう努力してまいります。

◎認証紛争解決事業者一覧

認証番号	事業者名	紛争の範囲
1	日本スポーツ仲裁機構	スポーツに関する紛争
2	民事紛争センター（大阪弁護士会）	民事に関する紛争
3	家電製品PLセンター（財団法人家電製品協会）	家電製品の事故に関する民事上の紛争
4	財団法人自動車製造物責任相談センター	自動車等の製造物責任等に関する紛争
5	京都弁護士会紛争解決センター（京都弁護士会）	民事に関する紛争
6	境界問題相談センターおおさか（大阪土地家屋調査士会）	土地の境界に関する紛争
7	社団法人日本商事仲裁協会	商事紛争
8	境界問題相談センター愛媛（愛媛県土地家屋調査士会）	土地の境界に関する紛争
9	横浜弁護士会紛争解決センター（横浜弁護士会）	民事に関する紛争
10	Consumer ADR（社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会）	特定商取引に関する紛争

Information

★新しくなった法テラス・ホームページへようこそ！

法テラスでは、法的トラブルの事例や、法テラスの利用方法などを、よりわかりやすくご案内するため、ホームページを全面的に新しくしました。

法テラスに寄せられる問い合わせの内容の傾向を分析し、「法的トラブルの最新情報」としてご紹介するとともに、サラ金や離婚などのよくある法的トラブルへの対応方法も具体的に紹介しています。

携帯サイトも、内容を充実させより使いやすくなりましたので、是非ご利用ください！



4月10日は「法テラスの日」です。各種イベントの詳細はホームページをご覧ください。

法テラス・ホームページはこちらから

<http://www.houterasu.or.jp>

携帯サイト <http://www.houterasu.or.jp/k>

★第50回全国矯正展

●6月6日(金) 10:00～16:30
●6月7日(土) 9:30～16:00
千代田区北の丸公園内科学技術館

概要 ●矯正施設に係る広報 ●刑務所作業製品の展示、販売など